

令和 5 年度教育委員会の基本方針等について

宇佐市教育委員会

令和 5 年 2 月

はじめに

宇佐市教育委員会では、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学べる教育環境の整備に努めている。

市長と教育長・教育委員で組織する「総合教育会議」において、平成27年度から10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」の後期改定版が引き続き「宇佐市教育行政の大綱」に承認され、この「教育大綱」に沿って、生涯にわたり共に学びあえる学習機会の充実に向け取り組んでいる。

本計画の特色としては、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次世代を担う子どもたちが、心豊かに社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示している。

令和5年度の基本方針等では、ウイズコロナ、アフターコロナの社会を見据えたうえで、「宇佐市教育振興基本計画」の後期5年分の改訂版に基づき、教育分野の方向性を示し、コロナ禍においても学びを保障するため教育の一層の充実を図る。

I. 教育総務課

《教育総務係》

1. 基本方針

教育委員会の方向性や重点的な取り組みを、「教育行政方針」として市民に示し、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」では、それぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することで、教育行政の改善を図るとともに市民への説明責任を果たし、教育に関する情報提供に努め、開かれた教育委員会を目指す。

併せて、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、学校・地域・家庭等と連携し、学校の持続可能性を高めるための方策について検討を重ね、より良い教育環境の創造を目指す。また、学校施設については、より快適な学習環境を整備するため、施設の環境整備を図る。

また、高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学制度による支援を行う。

2. 重点目標

ア 教育委員会の活性化

(1) 教育委員会の活性化

保護者や地域住民の期待にこたえる質の高い教育を目指し、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくために、教育委員への情報提供を行いながら、学校や各種教育施設等の計画的な視察や、市長部局との連携強化を行い、教育委員会体制をより充実し、教育委員会の活性化を図る。

(2) 開かれた教育委員会

教育行政方針や教育委員会便りを発行するとともに、教育活動の状況や教育委員会が行っている施策についてもホームページ等を通じて保護者や地域住民に周知し、広報活動の充実を図る。

(3) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

毎年11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」については、学校、家庭などの読書活動等の推進により、豊かな心の育成や学力向上の機運の醸成に取り組む日として、啓発に努める。

イ 学校施設・設備の充実

(1) 小学校の規模の適正化

「宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を基に、学校・地域・家庭等と連携し、より良い教育環境の創造に向けて学校の持続可能性を高めるための方策について検討する。

(2) 学校施設・設備の充実

校舎教室のワックス掛け及び高所窓拭き清掃の専門業者委託や学校用務員配置の拡充により、より快適な学習環境の整備と教職員の負担軽減を図る。

ウ 奨学制度による支援

(1) 教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援

高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、教育の振興に寄与することを目的として奨学制度による支援を行う。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 教育委員会の活性化（5項目）			
①教育委員の視察・研修会への取組の充実	学校、各種教育施設の視察・先進地研修	実施	学校訪問3回 社会教育施設訪問1回 図書館施設訪問2回 給食センター訪問1回 教育委員研修2回
②総合教育会議の開催	市長と教育長・教育委員との「総合教育会議」	実施 (年2回)	10月・2月
③教育行政方針の策定	教育委員会の方向性の明確化	実施	
④教育委員会便りの発行	教育委員会実施行事の広報、内容の充実	実施 (年4回)	4月・7月・10月・1月
⑤ホームページの充実	教育委員会会議録・教育行政方針・市教委便りの掲載	実施	
イ 学校施設・設備の充実（3項目）			
①公立学校適正規模及び適正配置に向けた取組	学校・地域・家庭等との連携	実施	
②校舎ワックスがけ・窓清掃	専門業者委託による校舎ワックスがけ及び高所窓清掃	実施	
③学校用務員の配置	学校用務員6名配置による学校施設環境整備支援	実施	
ウ 奨学制度による支援（1項目）			
①奨学制度による支援	宇佐市奨学資金 藤・稻尾奨学資金	補助人数 46人 〃 11人	

《学校施設整備係》

1. 基本方針

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、いきいきと学び、生活する場であり、安全で安心して学べる教育環境でなければならない。その具体策として、すべての児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を過ごせるよう計画的にバリア

フリー化を推進するとともに遊具等の安全点検を実施する。また、教育環境の質的向上を図る方針のもと、学校施設・設備の充実を重点目標として掲げ、宇佐市公共施設等総合管理計画及び宇佐市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の整備を図る。

併せて、学校現場等の声を反映した老朽化・不具合箇所等の改善にも努め、安心して学べる教育環境づくりを目指す。子どもたちの教育活動に支障をきたすことがないよう施設の整備や維持管理を図る。

2. 重点目標

ア 安全・安心な学校づくり

- (1) 耐震対策の継続とバリアフリー化の推進・遊具等の安全点検
 - ・学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進
 - ・遊具等の安全点検の実施

イ 学校施設・設備の充実

- (1) 学校施設・設備の充実
 - ・老朽化に伴う学校施設・設備の改修・整備の実施
(校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等)

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 安全・安心な学校づくり（2項目）			
①バリアフリー化の推進	スロープ設置	実 施	
②小学校遊具の整備・充実	個別遊具の設置	実 施	個別遊具 2基
イ 学校施設・設備の充実（4項目）			
①老朽化に伴う学校施設・設備の改修・整備の実施	校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等の改修・整備	実 施	佐田小学校屋内運動場屋根改修工事外
②豊川小学校増築事業	教室数の不足に伴う新教室棟の増築	実 施	設計業務、造成工事
③西部中学校長寿命化改修事業	老朽化に伴う校舎の長寿命化改修	実 施	仮設校舎賃貸借、管理棟長寿命化改修工事

II. 学校教育課

1. 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、社会の形成者としての資質の育成を目標とするものである。そこで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領・幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安心・安全・信頼される学校づくりを基本方針とする。

この基本方針を具現化するために、「子どもたちに誇りと希望、そして夢を」をテーマに、「自ら学ぶ力と豊かな心を育み、未来に希望と夢を抱き、ふるさと宇佐に誇りのもてる宇佐市民の育成」、「規律ある集団において、他を受け入れ、自己を表現する中で仲間とともに自己開花できる児童生徒の育成」、「国際社会に向けて羽ばたいていける人材の育成とともに、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成」を柱にして、社会的変化が人間の予測を超えて進展する時代にあっても、自己の目標をしっかりと定め、その達成に向けて粘り強く突き進もうとするたくましい児童生徒の育成及び教職員の人材育成をめざし、以下の重点目標を策定する。

2. 重点目標

ア 幼児教育の充実

- (1) 幼児教育の質の向上
 - ・宇佐市幼児教育振興プログラムの推進
- (2) 幼児教育と小学校教育との連携の推進
 - ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携研修会の実施

イ 安全・安心な学校づくり

- (1) 地域と連携した学校安全の推進と学校保健の充実
 - ・宇佐市通学路交通安全プログラムの実施
 - ・危険等発生時対処要領の周知と訓練の実施
 - ・児童・生徒が自ら危険を回避できる安全教育と、防災コーディネーターを中心とした防災教育の推進
 - ・保護者・地域住民と連携したスクールガード体制の確立
 - ・児童・生徒及び教職員の心身の健康保持、増進を図るための学校保健計画の策定
 - ・児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスの早期対応
 - ・児童・生徒、教職員の健康診断の実施
 - ・フッ化物洗口等による歯と口の健康教育の実施
- (2) 教職員の事務負担軽減による子どもと向き合う時間の確保
 - ・音声電話アナウンス、タイムカードの活用
 - ・実効性のある教職員の事務負担軽減策の実施

ウ 教育内容の充実

- (1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実

- ・児童・生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造
- ・個に応じた指導と学ぶ意欲の育成
- ・ふるさと教育・平和教育・外国語教育（活動）・キャリア教育の推進
- ・タブレット端末等を活用した授業の推進
- ・特別支援教育の推進

（2）豊かな心の育成

- ・人権意識の高揚と差別の解消をめざす人権教育の推進
- ・共感的人間関係を育てる心の教育の推進
- ・「いじめ・不登校対策委員会」を軸とした「チーム学校」による未然防止と根絶
- ・多様性に配慮した宇佐市立中学校標準服の導入

（3）健やかな体の育成

- ・「R 1 テスト（走力 + 1 種目）」の継続・発展
- ・日常的な体力づくり
- ・魅力ある体育授業づくり
- ・「食育」「歯と口の健康教育」による健康推進

エ 学習環境の整備・充実

（1）良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

- ・教材等の整備
- ・I C T 教育環境の充実
- ・学校図書館の充実

（2）信頼される教職員の育成

- ・研修の機会の充実
- ・校内研修の内容の充実
- ・I C T の活用に向けた資質・能力の向上

（3）経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援

- ・就学援助の支給
- ・スクールバスや遠距離通学費補助の継続実施

オ 地域とともににある学校づくり

（1）確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり

- ・校長のリーダーシップによる芯の通った学校組織の構築
- ・小規模校における合同授業・遠隔授業等の推進
- ・学校運営協議会制度の活用・目標協働達成の推進
- ・「宇佐市教育の日」の授業公開
- ・地域の核としての情報の発信と収集
- ・自然体験、社会体験、職業体験活動の推進
- ・中学校部活動の地域移行に向けた検討

カ 特別なニーズに対応した教育の推進

（1）啓発活動と個別支援計画の充実

- ・特別支援教育連携協議会の開催
- ・特別支援教育推進委員会の開催

- ・個別の教育支援計画、支援ファイル「あしあと」の配布・活用

キ 特別支援教育環境の充実

(1) 教育環境の充実

- ・特別な支援が必要な子どもの特性や実態等に応じた適切な指導ができる人材の育成（スキルアップ）
- ・特別支援学校教諭免許取得のための説明・相談会の実施
- ・「個別の指導計画」の充実と「個別の教育支援計画」の策定
- ・特別支援教育支援員の適切な配置
- ・特別支援教育就学奨励費の継続

ク 小中高連携教育の充実

(1) 小中高連携教育の充実

- ・個性と創造力を育む小中高連携教育による多様性のある教育の推進
- ・情報交換や互見授業、交流活動の実施による小中学校の円滑な接続
- ・中学校と地元高等学校の具体的な取組を通した連携強化

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 幼児教育の充実（3項目）			
①宇高地区幼稚園教育協議会	協議会の開催	実 施	
②宇佐市幼児教育振興プログラム 推進協議会	宇佐市幼児教育振興プログラムの推進	関係機関の 連携により 推進	
③幼保小連携研修会	研修会の開催	実 施	
イ 安全・安心な学校づくり（11項目）			
①学校安全計画の策定・実施	学校安全計画を策定し、学校 の安全を確保	実 施	
②防災教育及び避難訓練の実施	学校安全計画に基づく防災教 育・避難訓練の実施	実 施	
③学校保健計画の策定・実施	心身の健康のための保健計画 の策定	実 施	
④保護者、地域住民との連携を強化 したスクールガード体制の確立	体制の確立・強化と安全で安 心な環境づくり	実 施	
⑤生徒の命と安全を守る取組	中学校生徒自転車通学用ヘル メット購入費補助金	実 施	
⑥児童生徒、教職員の健康診断の 実施	学校保健安全法に基づく健康 診断	実 施	
⑦児童生徒の心のケアや教職員の メンタルヘルスへの早期対応	教育相談・指導体制の構築	実 施	

⑧フッ化物洗口等による歯と口の健康	市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施	実施	
⑨学校における「働き方改革」の推進	音声電話アナウンス、タイムカードの活用	実施	
⑩宇佐市業務改善計画の策定・実施	働きやすい職場づくりと児童・生徒に向き合う時間の確保	実施	
⑪学校における労働安全衛生管理体制の整備	定期的な労働安全委員会の開催と労働環境の改善	実施	

ウ 教育内容の充実（12項目）

①宇佐市ステップテスト	学力調査を実施 宇佐市中学校（1～2年）	実施	
②宇佐市標準学力調査	標準学力調査を実施 宇佐市小学校（1～6年）	実施	
③学校教育支援教員等配置事業	複式学級の授業改善を図るため臨時講師	25人配置	
	36人以上で単式学級となる多人数学級に支援教員を配置		
	習熟の程度に応じたきめ細やかな学習指導を行うため、中学校に習熟度別学習指導教員を配置		
	市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育内容の充実に向けた助言・支援		
④外国語指導助手派遣事業	外国語への興味、関心を高め、グローバルな感性を育成するため指導助手を派遣	6人派遣	
⑤宇佐市教育委員会国際交流事業	国際感覚を身につけた人材と、英語力向上をめざしハイツ州中学生と交流事業を実施	実施	
⑥総合的な学習等を活用したふるさと教育・平和教育・キャリア教育の推進	ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習を通じた郷土の理解促進	実施	

⑦人権教育ブロック別研修会及び市指定研究会	市指定研究会を実施し、児童生徒の人権意識の育成する効果的な教育実践の交流の推進	実施	
⑧宇佐市人権フォーラムの開催業	教職員の人権意識の高揚に向けた各校における人権教育の実践交流	実施	
⑨教育支援センター（せせらぎ教室）事業	教育支援センターに指導員、臨床心理士を配置による不登校児童生徒の学習機会の確保及び自立支援の推進	指導員4人、臨床心理士配置	
⑩体力向上推進事業の推進	体力の向上に向けたR1テスト（走力+1種目）及び特色ある一校一実践の実施	実施	
⑪スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉と精神保健に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーの活用による学校の問題解決能力の向上	4人配置	
⑫多様性に配慮した宇佐市立中学校標準服の導入	令和6年度の導入に向けた宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討	実施	

Ⅱ 学習環境の整備・充実（17項目）

①理科教育等設備整備事業	理科教育設備の整備（整備率の低い学校から順次実施） 小学校4校、中学校1校	宇佐小、西馬城小、高家小、津房小、駅川中	
②小中学校教育システム最適化事業	小中学校の教育システムの構築による業務効率及びセキュリティの向上	校務ソフトの活用	
③GIGAスクール構想の実現	各校における児童生徒1人1台端末の活用推進（学習支援ソフトの導入・家庭へのモバイルルーターの貸与）	実施	
④ICT支援員の配置	ICT機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポート	2人配置	

⑤G I G Aスクールサポーターの配置	教員及び児童・生徒に対して一人一台のタブレット端末の操作や授業における支援の実施	2人配置	
⑥校務支援システムサポーターの配置	校務支援ソフトウェアのフォーマット作成及び年度更新作業。更には、教職員への操作サポート業務の実施	1人配置	
⑦学校図書館活用推進事業	学校司書の配置による図書館教育の充実	8人配置	
⑧部活動指導員の配置	部活動指導員配置による学校部活動の指導の実施（部活動顧問の負担軽減）	6人配置	
⑨スクール・サポート・スタッフの配置	教員の補助作業の実施	10人配置	
⑩学習指導員の配置	学習指導員配置による学びの保障	3人配置	
⑪学校図書購入事業	小中学校の学校図書購入	実施	
⑫遠距離通学補助事業	・路線バスの定期代補助 ・自家用車を利用する通学に対しての補助 ・自転車購入補助	実施	
⑬スクールバス運行事業	・市所有バスを利用した送迎業務委託 ・タクシーによる送迎業務委託	実施	
⑭就学援助費	・就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助費の支給 ・新入学用品の入学前支給	実施	
⑮生理用品の整備	誰でも気軽に使用できるよう に小中学校の女子トイレ等に 生理用品を常備	実施	
⑯デジタル教科書購入	指導者用デジタル教科書購入	実施	
⑰学習者用デジタル教科書実証事業	デジタル教科書を提供し、教育効果を検証する 対象は、小学校5・6年生 中学生全学年	実施	

オ 地域とともにある学校づくり（3項目）			
①宇佐市教育の日を中心とした学校公開の推進	毎月 19 日を宇佐市教育の日として学校公開	実施	
②学校運営協議会制度の活用による地域とともにある学校づくり	学校運営協議会制度の活用	実施	
③中学校部活動の地域移行に向けた検討	宇佐市部活動検討委員会の開催	実施	
カ 特別なニーズに対応した教育の推進（2項目）			
①就学前相談会の実施	「5歳児すこやか相談会」における就学相談	実施	
②個別支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」の配布、活用	実施	
キ 特別支援教育環境の充実（3項目）			
①学校教育支援教員等配置事業	特別の支援を必要とする園児児童生徒に対し適切な教育を行うため支援員を配置	45人配置	
	市教委「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」による教育内容及び支援の充実	1人配置	再掲
②特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減	実施	
③特別支援学校教諭免許取得率	免許取得率の向上	率の向上	
ク 小中高連携教育の充実（3項目）			
①連携型小中高一貫教育の推進	安心院高と安心院・院内地区の小中学校の連携活動の推進	実施	
②高校とのジョイント事業	市内高校への進学を推進するため高校の教諭が市内5中学校で授業の実施	実施	
③中高合同連携会の開催	中学校と地元高校の連携の推進	実施	

III. 学校給食課

1. 基本方針

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養面での調和のとれた食事を提供することにより、よりよい健康状態を保ち、心身の成長を図りながら食に関する正しい知識を身につけさせ、児童生徒の健全な発達に資することを目的に学校教育の一環として実施するものである。

また、学校で給食を共にすることにより、教師と児童生徒、また児童生徒相互の心のふれあいの場をつくり、事前の準備や後片付けを通して、自分の役割分担など社会生活における重要な体験をする場となっている。

このような状況を踏まえて学校給食の運営にあたっては、国が定めた学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」を遵守徹底し、児童生徒に栄養に富んだ多彩で安全・安心な給食の提供に努める。

併せて、児童生徒が食に関する知識とバランスの良い食を選択する力を習得することで、健全な食生活の実践ができるように、食育についても学校と連携を図り推進する。

また、食物アレルギーの対応については、宇佐学校給食センター・南部学校給食センターとともに、食物アレルギー対応食の提供を引き続き実施する。

さらに、施設・設備の適正な維持管理を実施し、細心の注意を払いながら調理業務に従事する。

給食食材の調達については、毎月実施している地元産の食材を使用した「ふるさと給食の日」を中心に、安全・安心な食材の使用と、地場産品の活用に努め、地産地消の推進を図るとともに、取り組みについては、ホームページ等により情報発信を行う。

また、給食メニューや調理の創意工夫に加え、デザート、ふりかけなどの副食品を提供し、給食全体のボリューム感、満足度向上に努める。

給食費については、子育て世帯を支援するため、令和5年度から市内の全小・中学生の給食費を無償化し、これまでの未納給食費については、引き続き学校と連携を図りながら、公平負担の原則に基づき徴収を行う。

2. 重点目標

ア 学校給食の充実

(1) 安全で安心な学校給食の提供

- ・学校と家庭との連携を図った学校給食の提供
- ・学校給食の安全性確保
- ・学校給食の満足度向上
- ・調理工程と施設及び設備における衛生管理基準の徹底及び点検の実施
- ・給食施設職員の衛生検査及び研修会の実施
- ・学校給食食材における地産地消の取組推進
- ・食物アレルギー対応食の実施

- ・現金取扱基本マニュアルに則った適切な会計処理
- ・未納給食費の対応
- ・老朽化に伴う施設・設備の更新

(2) 食育の推進

- ・市ホームページにて学校給食への関心を高める情報発信
- ・「給食だより」「宇佐給食通信」の発行
- ・「食育基本法」、「学校給食法」等に基づく食育の指導

(3) 子育て世帯への支援

- ・給食費の無償化

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 学校給食の充実			
(1) 安全で安心な学校給食の提供（11項目）			
①学校と家庭と連携した学校給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の提供回数 ・運営委員会 ・献立委員会 	年 202回 年 1回 年 3回	
②検食の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・宇佐 小学メニュー 　　中学メニュー ・南部 共通メニュー 	給食提供回数	
③学校給食の満足度向上	デザート、ふりかけなどの追加提供	年 60回	
④衛生管理基準の徹底	学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の徹底	衛生管理の状況を定期的に点検	
⑤施設の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の消毒 ・有害生物モニタリング 	年 3回 月 1回	
⑥給食施設職員の衛生検査、研修	<ul style="list-style-type: none"> ・検便 ・個人衛生点検表提出 ・研修会（衛生講習会） 	月 2回 毎日 年 2回	
⑦地産地消の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 ・「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通した地産地消の推進 ・「クロダマルの枝豆収穫」や「そら豆のさやむき」など食育体験と連携した取組 	毎月 2回 年 1回 宇佐 年 1回 南部 年 3回	

⑧食物アレルギー食材の除去食・代替食	鶏卵・乳・エビ・カニ・イカの5種類の食材	実施	
⑨運営委員会会計監査	・給食費の徴収額 ・給食食材の購入費等	宇佐 年3回 南部 年1回	
⑩未納給食費の対応	・口座振替不能の連絡 ・督促状の発送	実施 年3回	
⑪老朽化に伴う施設・設備の更新	施設、設備、配送車等の計画的な更新	実施	

(2) 食育の推進 (3項目)

①ホームページの充実	・毎日の給食や献立を写真とコメント付で紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介	実施	
②「給食だより」「宇佐給食通信」の発行	・給食だより ・宇佐給食通信	毎月作成配布	
③食育の指導	・学校での食育授業、給食時間における食に関する指導 ・学校給食の試食、学校給食センター見学の受入れ	随時実施 随時実施	

(3) 子育て世帯への支援 (1項目)

① 給食費の無償化	・市内の全小・中学生の給食費を無償（生活保護世帯除く）	実施	
-----------	-----------------------------	----	--

IV. 社会教育課

《生涯学習係》 《安心院地域教育係》 《院内地域教育係》

1. 基本方針

近年、人工知能（A I）、ビッグデータ、I o Tなどの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが大きく変わり、「超スマート社会」となっていくものといわれている。このような社会情勢に対応するため、人々は絶えず新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要となっている。また、人生100年時代と言われる長寿社会による生活時間の拡充や女性のライフステージの変化に対応した支援、若者の活躍促進等の支援が重要となっている。このように、心の豊かさや生きがいのための学習機会の需要が増加していることから一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが肝要となる。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、市民が生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる公民館をはじめとした社会教育関係施設の適正な維持管理、施設・設備の充実を図り、社会教育関係団体との連携、各種学習事業の提供に努めるとともに家庭教育支援の充実を図る。

また、子どもの生きる力を育むために、学校・家庭・地域社会が連携し、様々な体験の機会を提供できるよう地域社会における教育力の向上を目指し、「協育」ネットワークの構築に努める。

人権教育については、生涯学習推進の根底に人権尊重の精神があることを踏まえ、人権問題が市民一人ひとりの問題であることの認識を深め、お互いが尊重して生きて行くことのできる地域社会づくりに努める。

安心院地域・院内地域においては、各まちづくり協議会等との協働により、住民の意見や要望を積極的に取り入れ、各公民館と連携した各種講座・教室の開設に努め、地域のリーダーとしての人材育成と生涯学習の推進を図る。

2. 重点目標

ア 生涯学習施設・設備の充実

(1) 生涯学習施設・設備の充実

- ・施設の現状調査を行い、その対応についての研究及び各種委員会等で協議実施
- ・老朽化による施設・設備の改修及び整備計画の策定とその実施
- ・各施設の適正な組織体制の見直しと整備

イ 生涯学習活動機会の拡充

(1) 社会教育推進体制の充実

- ・社会教育委員会議、公民館運営審議会等の活性化
- ・社会教育関係職員（社会教育主事、公民館長、社会教育指導員等）の体制強化、研修の充実
- ・公民館、地区公民館、分館、関係職員等の組織やあり方の見直しと検討

(2) 活動機会の拡充

- ・地域の特色を活かした学級・講座・教室等の開設、充実
- ・学習成果を活かす機会の充実
- ・二十歳のつどいの開催
- ・公民館各種学級・講座、高齢者・婦人、女性等各学級の開催

ウ 青少年育成関係組織・体制の充実

(1) 関係組織・体制の充実

- ・青少年健全育成市民会議及び各地区協議会の育成支援
- ・各種関係団体（自治会、女性団体、PTAその他各種団体）の指導者の育成支援と連携
- ・安心院B & G海洋センター事業の推進

エ 健全な社会環境づくり

(1) 有害環境浄化活動の推進

- ・関連業界、店舗等に取組の周知、協力の促進
- ・学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化

オ 地域「協育力」向上支援の充実

(1) 学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

- ・地域住民へ学校支援活動の周知及びボランティア登録の推進
- ・取組内容の充実、プログラムの開発
- ・「協育」ネットワーク会議の充実
- ・「小学生チャレンジ教室」の取組推進
- ・「未来創生塾事業」の拡充
- ・「放課後児童クラブ」との連携

カ 家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育支援の充実

- ・家庭教育支援チームの活動推進・支援
- ・子育て講演会の実施による家庭教育支援
- ・各種団体、関係部局との連携体制の充実
- ・家庭での取組支援
- ・親の学び「コーチング読本」の配布、啓発

(2) 「家庭の日」の普及・啓発

- ・「家庭の日」の取組を図るための普及・啓発

キ 人権尊重社会の推進

(1) 地域全体で推進する体制づくり

- ・社会教育集会所事業の充実及び関係機関との連携強化

(2) 人権教育・啓発の推進、拡充

- ・「部落差別（同和）問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、様々な人権」などの課題における人権学習の拡充
- ・公民館や社会教育集会所等の教室・講座や、各種団体による住民への教育・啓発活動を推進
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨をふまえた教育・啓発活動の推進

(3) 指導者の養成推進

- ・人権・同和教育に関する指導者及び講師等の養成と資質の向上
- ・県主催講師団養成講座や各種研修会への積極的な参加による講師の養成と社会教育関係の職員の資質の向上

ク 人権総合対策の推進

(1) 経済生活の安定と社会福祉の増進

- ・関係組織との連携と充実

3. 事業計画

《生涯学習係》 ※安心院地域教育係、院内地域教育係 共通事項を含む

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業の実施 ・施設等の維持・管理・整備 	長洲公民館 建設・供用開始	
②社会教育集会所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現状調査、計画検討 ・施設等の維持・管理 	現状調査 隨時実施	
イ 生涯学習活動機会の拡充（2項目）			
①社会教育推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議 ・公民館運営審議会 ・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会 ・大分県公民館研究大会 ・中津地区公民館振興大会、社会教育研究集会 	年3回実施 年2回実施 10回定期会他 随時 年1回 年2回	
②活動機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・宇佐子ども体験教室 ・「二十歳のつどい」式典 ・公民館各種学級・講座 高齢者、婦人、女性等各学級 	随時 (作品展年1回) 年10回 実施(1月7日) 4公民館 23学級・ 講座 94自主サークル	
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）			
①関係組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成市民会議 ・各地区青少年健全育成協議会 	年1回 7地区協議会 年2~3回	
エ 健全な社会環境づくり（1項目）			
①有害環境浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業の店舗等関連業界、店舗等に取組の周知、協力の促進 ・地域、警察署等関係機関等との連携取組 	店舗への周知 実施	共 共

オ 地域「協育力」向上支援の充実（3項目）			
①地域「協育力」向上支援の(放課後プラン)推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生チャレンジ教室 西馬城、佐田、深見、南院内院内中部、天津、長峰、横山 ・未来創生塾事業 安心院・院内、駅川、西部 ・地域学校協働活動推進事業 地域学校協働推進員 各小・中学校区に配置 	8か所実施 3か所実施 隨時実施	共 共 共
②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業)	490人登録	共
③「放課後児童クラブ」との連携	連携した取組と連携会議の実施	実施	共
カ 家庭教育支援の充実（2項目）			
①家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの設置 (7中学校区) ・子育て講演会の実施 ・連携会議の実施 ・指針冊子の配布、啓発 ・食育（食育推進ワーキング会議との連携） 	7チーム 実施 実施 実施 実施	共 共 共 共 共
②「家庭の日」の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭の日」の推進・啓発 ・社会教育関係団体等と連携し「家庭の日」の推進 	実施 実施	共 共
キ 人権尊重社会の推進（3項目）			
①地域全体で推進する体制づくり	人権教育促進事業 (教育集会所学級の開催)	12集会所 34学級	
②人権教育・啓発の推進、拡充	公民館等人権教育講座の開催	各公民館 23学級 ・講座	
③指導者の養成推進	指導者講習会の開催及び研修会参加	年4回(県他)	
ク 人権総合対策の推進（1項目）			
①経済生活の安定と社会福祉の増進	教育集会所を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携	各集会所	共

《安心院地域教育係》

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の維持、管理 ・宇佐市安心院グラウンド 	4 公民館 1 グラウンド	
②社会教育集会所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の維持、管理 	4 集会所	
イ 生涯学習活動機会の拡充（2項目）			
①社会教育推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会参加 ・大分県公民館研究大会参加 ・中津地区公民館振興大会、社会教育研究集会参加 	年 12回他 隨時 年 1回 年 2回	
②活動機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・安心院地域ふれあい文化祭 ・まちづくり協議会との協働で地区民体育大会開催 4 地区 ・公民館各種学級・講座 高齢者、女性等各学級 	隨時 (作品展年 1回) 年 1回開催 年各地区 1回実施 4 公民館 30 学級・ 講座 月 4回程度実施 26 自主サークル	
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）			
①関係組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心院地区健全育成協議会 ・安心院B & G海洋センター推進事業 少年ドッジボール大会 少年剣道大会 	年 3回 年 1回実施 年 1回実施	
キ 人権尊重社会の推進（2項目）			
①人権教育・啓発の推進、 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等人権教育講座の開催 ・社会教育集会所人権教育講座 開催 ・安心院地域人権講演会 	4 公民館 年 1回協働開催 下毛集会所 年 12回開催 年 1回	
②指導者の養成推進	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者講習会の開催及び研修会参加 ・両院地区社会教育指導員 人権学習会 	年 4回(県他) 年 2回	

(※エ、オ、カ、クについては、生涯学習係 共通)

《院内地域教育係》

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	・施設等の維持、管理	5 地区公民館	
②社会教育集会所の整備	・施設等の維持、管理	3 集会所	
イ 生涯学習活動機会の拡充（2項目）			
①社会教育推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館運営委員会 ・まちづくり協議会との活動推進 ・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会参加 ・大分県公民館研究大会参加 ・中津地区公民館振興大会、 社会教育研究集会参加 	年1回実施 協働実施 年12回他 隨時 年1回 年2回	
②活動機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館各種学級・講座 高齢者、女性スクール等 	6 公民館 12 学級・ 講座 年10回程度実施 19 自主サークル	
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）			
①関係組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・院内芸術文化祭参加 ・地区公民館各種学級・講座 	隨時 (作品展年1回) 年1回協働開催 各学校との協働 実施	
キ 人権尊重社会の推進（3項目）			
①地域全体で推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育促進事業 集会所解放講座 ふれあい学習会 	2か所実施 1か所実施	
②人権教育・啓発の推進、 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等人権教育講座の開催 ・院内人権啓発合同学習会 	各公民館 年1回開催	
③指導者の養成推進	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者講習会の開催及び研修会 参加 ・両院地区社会教育指導員人権学習会 	年4回(県他) 年2回	

(※エ、オ、カ、クについては、生涯学習係 共通)

『平和ミュージアム建設準備室』

1. 基本方針

本市においては、近現代の戦争の歴史を明らかにするとともに、点在する遺構、残存する遺物、体験者の証言などを基に戦争の歴史を伝え、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」にふれる機会の創出を目指す宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画の策定により、構想の実現に向けた各事業の展開が求められている。

本構想での拠点となる資料館の建設は、社会情勢や市の財政状況を鑑みながら判断していく。また、遺構群を整備し、宇佐海軍航空隊跡を中心としたフィールドミュージアム化を推進していく中で、ガイドの養成、PR事業などソフト面での充実を図る。

2. 重点目標

ア 平和ツーリズムの推進

平和の大切さと命の尊さを感じ考える機会を創出する平和ツーリズムを推進する。

(1) 平和ツーリズムの推進

・平和ミュージアム構想のPR

事業全般の一層の周知を図ることや、修学旅行、団体旅行の誘致を図るために、旅行会社等にPR活動を行う。

・講座等の開催

遺構めぐりなどフィールドミュージアムの機能強化を図り、計画的に人材を養成していくことが必要なため、ガイド養成講座を開催する。また、資料館の開館など関連情報の発信、機運醸成を図ることを目的にオープン講座、企画展等を開催する。

・空がつなぐまち・ひとつづくり推進事業

「空がつなぐまち・ひとつづくり推進協議会」において、連携市である兵庫県加西市、姫路市、鹿児島県鹿屋市、熊本県錦町と連携し、平和ツーリズム事業の推進を図る。

・戦争関連資料の収集、保存

充実した資料館の展示や、貴重な資料の保存や活用を図るために、宇佐海軍航空隊にゆかりのある資料の収集を行っていく。また、取得した九七式艦上攻撃機の実機についても保存処理を続ける。

イ 資料館の機能拡充

拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の機能拡充、効果的な活動の展開に努める。

(1) 拠点施設の建設並びに機能拡大と充実

・宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会の開催

資料館建設に必要な事項について審議がある場合は委員会を開催し、資料館の整備に向けた取組を進める。

・資料館建設の推進

全体事業の基幹となる資料館の整備に向けて、取組を進める。

- ・パールハーバー航空博物館国際交流事業

中学生の短期留学事業やハナミズキイニシアチブ事業をきっかけとしたハワイとの交流を深め、開館を予定している資料館との姉妹館を見据えた取組を推進する。また、関係課等と調整を行っていく。

ウ 戦争遺構の保存整備

戦争遺構の保存整備に努め、フィールドミュージアムの機能充実を図る。

(1) 戦争遺構の保存整備

- ・宇佐海軍航空隊跡保存整備事業

「第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書」に基づいた計画的な戦争遺構の整備を図る。短期整備の完了した遺構を、訪れる方々が分かりやすいようにサインの設置をすすめる。

(2) フィールドミュージアムの機能充実

- ・宇佐空の郷維持管理事業

遺構めぐり拠点施設「宇佐市宇佐空の郷」において、現存する遺構見学を促し「平和の大切さと命の尊さ」を感じ考える機会の創出や、平和学習、観光、交流の拠点となるよう機能の充実を図る。また、地域住民を中心となり組織する「宇佐海軍航空隊跡保存会」へ施設管理を委託し、団体の自立に向けての取組に対して支援を続けるとともに、市内外からの来館者との交流を深め、満足度の向上に努める。

- ・モバイルガイドシステム等の活用推進

モバイルガイドシステム「うさんぽナビ」の利便性向上を目的にコンテンツの拡張、専用ホームページとの連携により情報発信を強化するとともに、戦争遺構めぐりの平和学習の事前事後学習など利用者への活用推進を図る。

- ・シティバイク整備事業

半径2キロメートルの範囲に集中する遺構めぐりの交通手段として整備したレンタル自転車「うさんぽチャリ」の維持管理を継続し、近くの観光地なども見学できるよう利用者の利便性の向上や充実した見学ルートの提供などで利用者の拡大を目指す。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 平和ツーリズムの推進（4項目）			
①平和ミュージアム構想 PR事業	事業全般の周知や修学旅行の誘致、PR活動	関東圏、関西圏PR リーフレット作成	

②講座等の開催	遺構めぐりに対するガイド養成のための講座開催 事業周知、機運醸成のためのオープン講座、各種団体への講座、企画展等の開催	ガイド養成 2 講座開催 企画展等イベント開催 1 回	
③空がつなぐまち・ひとづくり交流事業	「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、平和ツーリズム事業推進	協議会連携事業の推進	
④戦争関連資料等の収集、保存	宇佐海軍航空隊関連資料等の収集、九七式艦上攻撃機の保存処理	実施	

イ 資料館の機能拡充（2項目）

①建設準備委員会の開催	資料館建設に必要な事項を審議する委員会、プロジェクトチーム会議の実施	委員会開催 PT 会議開催	
②ハーバー航空博物館国際交流事業	ハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流	同館、ホノルル市へ高校生等交流の推進	

ウ 戦争遺構の保存整備（4項目）

①宇佐海軍航空隊跡保存整備	・フィールドミュージアム サイン整備	業務実施	
②宇佐空の郷維持管理事業	平和学習、観光、交流の拠点施設として機能の充実を図り、管理団体を育成、支援	年間来館者数 10,000人	
③モバイルガイドシステム等の活用推進	専用ホームページ及びガイドアプリ“うさんぽナビ”的アクセスを促すよう情報発信に努め、遺構めぐりでの活用推進	年間アクセス数 10,000 件	
④シティバイク整備事業	フィールド内の戦争遺構群を気軽に巡回できるレンタル自転車の整備及び活用推進	レンタル自転車の活用推進	

《文化財係》

1. 基本方針

文化財の宝庫である宇佐市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、合併後の平成18年にも再度決議を行い、貴重な文化財を

保護し、未来へ伝えていくことを宣言している。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた国民的財産で、国や郷土の歴史・伝統・文化などを正しく理解するために欠くことのできない重要なものである。このかけがえのない文化財を保存・活用するために、関係機関等と連携しながら緊急性を十分考慮して、各種文化財の調査や、整備などの事業を推進する。また、これらの成果を学校教育や社会教育における学習素材として活用することにより、郷土愛の育成や文化財愛護意識の高揚を図る。

2. 重点目標

ア 文化財の調査と保護

(1) 調査・研究の推進

民間開発や公共工事と、埋蔵文化財の保護を調整するために、発掘調査を実施する。調査終了後は調査報告書を刊行する。

文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を策定する。

(2) 文化財の指定と保護の推進

国指定特別天然記念物オオサンショウウオの生態保護を目的とした調査研究を実施する。

各種文化財の調査を実施し、重要と判断されたものは、指定や登録を行うことで、保護を推進する。

イ 文化財の整備と活用

(1) 史跡の整備と活用

史跡法鏡寺廃寺跡や史跡宇佐神宮境内の構成要素である宮迫地区、また史跡小部遺跡の保存と活用を図るため、保存整備事業を実施する。

(2) 宇佐市平和資料館と戦争遺構の活用

宇佐市平和資料館の適正な管理・運営を行うとともに、展示資料の充実を図る。また、開館10周年に当たることから、記念事業を開催する。

市内の戦争遺構とともに、平和学習への活用を図る。

(3) 文化財の保存と整備

建造物や仏像などで朽損の著しい文化財については、修理して保存を推進するとともに、宇佐市が所有する史跡等については、草刈りなど適切に管理し、環境整備に努める。

ウ 郷土資料の収集と保存

(1) 郷土資料の収集と活用の推進

郷土の歴史資料や、宇佐海軍航空隊等に関する資料を収集し、適切な保存・管理に努めるとともに、市民への公開など活用を図る。

エ 伝統文化の保存と継承

(1) 民俗芸能等を継承する団体の支援

各地域で継承されている伝統芸能については、関係機関等と連携しながら後継者育成を支援し、保存と継承に努める。

オ 文化財愛護の啓発と普及

(1) 文化財の公開・活用の推進

文化財愛護意識の啓発と普及活動の一環として、郷土の歴史や文化財に対する理解を高めるための宇佐学講座等の各種講座を開催する。

(2) 文化財の防火・防犯体制の強化

文化財の防火施設の整備を実施するとともに防犯体制を強化し、文化財所有者の日常管理の重要性について理解を高める。

(3) 文化財愛護活動の支援

文化財愛護活動を支援し、伝統文化の継承を図る。また、「宇佐の文化財を守る会」「文化財愛護少年団」などの団体と連携して文化財愛護意識等の啓発と普及を図る。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 文化財の調査と保護（6項目）			
①市内遺跡発掘調査事業	各種開発に伴う重要遺跡の確認調査の実施、遺跡の保護と開発との調整を図るための資料収集、既往調査の報告書刊行	実 施	国庫補助事業
②民間開発対応発掘調査事業	民間開発で破壊の危機にある遺跡保存を目的とした発掘調査の実施	実 施	
③公共工事対応発掘調査事業	公共工事で破壊の危機にある遺跡保存を目的とした発掘調査の実施	実 施	
④文化財保存活用地域計画等策定事業	計画書の策定	実 施	国庫補助事業
⑤特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理事業	川漁等で不時に捕獲された個体の保護・保存、河川工事実施のための各種調査及び委員会の開催	調査 4回 委員会 1回 連絡協議会 2回開催	
⑥文化財の指定・登録	文化財指定や登録について、調査と研究の実施	実 施	
イ 文化財の整備と活用（5項目）			
①国指定史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡公園の整備	実 施	国庫補助事業
②史跡宇佐神宮境内宮迫地区保存整備事業	史跡の構成要素である宮迫地区の心乗坊山門及び石垣・石段を含めた保存整備計画策定のための委員会設置	実 施	

③史跡小部遺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡用地の公有地化	実施	国庫補助事業
④宇佐海軍航空隊等展示施設管理事業	宇佐市平和資料館の管理・運営、展示資料の充実、平和学習への活用 開館10周年記念事業の開催	実施	
⑤指定文化財環境整備事業	(イ)宇佐市所有史跡の草刈等の環境整備	14か所 実施	
	(ロ)上記以外の史跡等の環境整備を、地元自治区等に委託	7か所 実施	
	(ハ)指定文化財説明板の改修、新規設置	1か所 実施	

ウ　郷土資料の収集と保存（2項目）

①三和文庫運営事業	寄付金を財源とした、宇佐の歴史に関する資料の購入や書籍の出版	実施	
②戦争資料の収集	宇佐海軍航空隊に関する資料の収集	実施	

エ　伝統文化の保存と継承（1項目）

①伝統芸能の継承育成	伝統芸能を継承する団体への各種助成事業をとおした活動の支援	実施	
------------	-------------------------------	----	--

オ　文化財愛護の啓発と普及（5項目）

①宇佐学講座事業	(イ)関係機関や団体等と連携した、宇佐の歴史や文化財に関する講座の開催 (ロ)学校向け地域学習プログラムの創出	実施	
②国指定文化財管理費補助事業	国宝・重要文化財建造物の防災施設の保守点検	3か所 実施	国庫補助事業
③文化財防火デーの実施	毎年1月26日の防火・放水訓練と防災施設の査察	6か所 実施	
④文化財愛護少年団育成事業	文化財愛護少年団の各種活動の支援、指導者の育成活動の推進	2団体で 実施	
⑤文化財保存団体等の支援	(イ)各種文化財保存活動団体への支援 (ロ)宇佐の文化財を守る会などの市民団体と連携した、文化財愛護意識の高揚や啓発普及の推進	実施	

V. 図書館

1. 基本方針

宇佐市民図書館は、図書館法、宇佐市教育振興基本計画に基づき、多様な市民ニーズに応えるため一般資料や郷土資料、視聴覚資料などの収集・整理・保存に努めるとともに、資料を活用した宇佐学顕彰事業の継続や施設機能を活用した展示会、講演会などを開催する。さらに、ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実を図り、幼児期から本に親しむ環境づくりや全域旅游サービスの推進により、市民の書斎、情報センターとしての図書館づくりに努める。

また、「うさ教育・家庭・読書の日」の定着を図るため、読書感想文・感想画コンクールを開催する。

さらに第三次宇佐市子ども読書活動推進計画の取組を進めるとともに第四次宇佐市子ども読書活動推進計画策定のためのアンケート調査を実施する。また、家庭、地域、学校等と連携し、読書活動の推進を行う。

少子高齢化、高度情報化、地方分権化等の社会の大きな変化に伴う市民の様々な要請に対応するため、子育て支援や医療・健康情報コーナー、ビジネス支援等の充実を図る。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、館内の消毒及び本の除菌機の活用、閲覧席や設備の利用制限等様々な対策を図るとともに、電子分館や移動図書館車（補助車）を有効に活用しながら、コロナ禍後を見据えた読書環境の復元にも配慮する。

2. 重点目標

ア 図書館サービスの充実

(1) 図書館資料の収集・整理の充実

一般資料・児童資料・郷土資料・参考図書・電子書籍・新聞・雑誌・視聴覚資料等とともに、子育てやビジネス支援、医療・健康情報など利用者の多様なニーズに配慮した資料を積極的に収集する。また、インターネットを活用した所蔵資料の整理と紹介を推進し、国立国会図書館デジタルコレクション送信サービスの利用促進やレファレンスサービスの拡充に努めるとともに、関係職員のスキルアップのための研修の機会を充実させる。

(2) 図書館資料と施設機能の有効活用

視聴覚ホールや渡綱記念ギャラリー等を活用した上映会・展示会等の各種のイベントを開催するとともに、図書館見学や一日図書館員、職場体験などを通じ、児童・生徒への図書館利用啓発を促進する。

また、近年は、本館の空調・照明の大規模改修やIC機器の導入等様々な施設・環境の整備を実施してきたところであるが、図書館本館・安心院分館については開館後20年以上が経過しており、今後も計画的な施設・設備の改修・更新等に努める。

(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

大分県立図書館をはじめ公共図書館と連携した相互貸借や分館、自動車

図書館活動の充実に努めるとともに、電子分館の利用促進のため、登録者数の拡大を図る。ただし、自動車図書館に関しては「ほんの夢号」が老朽化していることから、長期的に質の高いサービスを提供するため、移動図書館車（補助車）の効率的な活用とともに、ステーションのあり方や運行回数等の構造的な見直しについても検討を行う。また、市報・図書館だより、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージ（電子看板）等、さまざまなメディアを活用し、より広範囲に対する効果的な情報発信を行う。

イ 読書活動の推進

（1）「宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進

子どもに関わる家庭、地域、学校等、社会全体で子どもの自主的な読書活動推進の取組を広げていくとともに、関係機関が連携し、相互に協力し充実を図る。

（2）「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」を啓発しながら、読書活動の推進を図るとともに、読書感想文・感想画コンクールなどを通じて子どもたちに読書の機会を創出する。

（3）読書環境づくりの充実

幼児を対象としたブックスタート、新一年生への利用案内、一日図書館員や職場体験などの学校向けサービス、おはなし会、ブックトーク、各種講座・教室、図書館見学など、年齢を問わず本や施設に親しむサービスを充実させるとともに、自動車図書館の巡回、団体貸出の利用促進により、市内全域サービスを推進する。

（4）図書館事業・行事の充実

読書月間、読書週間等に館内行事・展示等を実施。図書館ボランティアの育成と、連携の強化を図ることで、図書館事業や行事の多様化と充実に努める。第25回目を迎える「横光利一俳句大会」事業は、広く全国に発信するとともに、文化活動の向上と横光利一の顕彰に努める。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和5年度 指標	備考
ア 図書館サービスの充実			
（1）図書館資料の収集・整理の充実（2項目）			
①市民一人あたりの貸出し冊数（貸出密度）	市内貸出冊数／奉仕人口	5.1冊	
②市民一人あたりの蔵書冊数	蔵書冊数／奉仕人口	5.4冊	

(2) 図書館資料と施設機能の有効活用（2項目）			
①上映会（視聴覚ホール）	毎週土・日の上映会の来場者	来場者1,000人	
②ギャラリー展示	2階の渡綱記念ギャラリーで各種企画展を開催展示	来場者5,000人	
(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進（2項目）			
①小学校を中心とした全域サービス	自動車図書館ステーション年間個人貸出冊数	21,000冊	
②電子分館の利用促進	利用登録者数（累計） 貸出冊数（年間）	2,000人 2,000冊	
イ 読書活動の推進			
(1) 「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進（1項目）			
①朝読の推進	市内の小中学校等で実施	全校で実施	
(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進（1項目）			
①読書感想文・感想画コンクール表彰式	応募点数	感想文2,000点 感想画2,000点	
(3) 読書環境づくりの充実（1項目）			
①新小学一年生への利用案内	図書館職員による図書館利用方法の説明の実施	利用案内希望校の市内全新一年生	
(4) 図書館事業・行事の充実（4項目）			
①横光利一俳句大会	応募点数	7,000点	
②宇佐学マンガシリーズの活用	マンガシリーズの販売・寄贈等	「二十歳のつどい」で配布	
③オリジナル絵本の製作	宇佐の歴史に関する絵本の製作	市内小中学校等に寄贈	
④「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定	事前アンケートの実施	市内全小中学校	